

# 海外旅行保険

安心があるから、  
海外旅行は楽しい。



# 旅先でのケガやさまざまなトラブルを強力ガード! 充実のオプションで、さらに安心の旅を。

たとえばこんなとき、〈海外旅行保険〉が全力でサポートします!

ケガをしてしまった



病気になってしまった



旅行前にかかっていた  
病気の症状が急激に  
悪化してしまった



ケガや病気で入院  
家族が日本からかけた



身の回り品を  
盗まれてしまった

法律上の損害賠償責任を  
負ってしまった



航空機の出発が遅れて、  
宿泊代・食事代などを負担した



航空会社に預けた  
荷物が届かず、  
身の回り品を買った



テロに遭遇し、  
帰国が遅れ宿泊代を負担した



被害事故にあい、  
弁護士に依頼をした



突然歯が痛くなり、  
治療を受けた



# 〈海外旅行保険〉について順を追ってご説明いたします。



## CONTENTS

ご契約  
いただくとき

P.3~22

ご契約の際に  
知っておいて  
いただきたいこと

P.23~裏表紙



P.3~

### I. 海外旅行保険の特徴

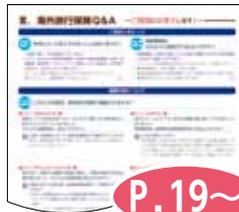
- その1 充実の補償 ..... 3
- その2 充実のサービス ..... 4



P.5~

### II. セットいただける特約について ご説明します

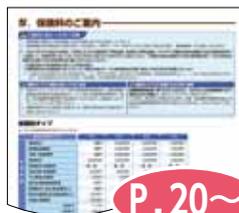
- ①ケガの補償 ..... 5
- ②病気の補償 ..... 6
- ③ご親族が負担される費用等の補償 ..... 7
- ④ケガ・病気にかかわる治療、  
およびご親族が負担される費用等の補償 ..... 8
- ⑤賠償責任の補償 ..... 10
- ⑥身の回り品の補償 ..... 10
- ⑦その他 充実の補償 ..... 11



P.19~

### III. 海外旅行保険Q&A

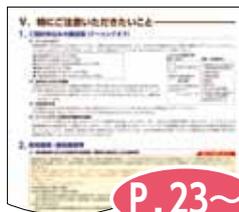
- ご契約にあたって ..... 19
- 補償内容について ..... 19
- 旅行先で、滞在期間が延びてしまった場合 ..... 19



P.20~

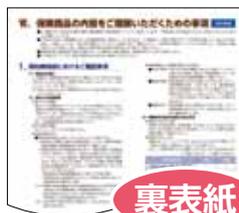
### IV. 保険料のご案内

- 契約タイプ ..... 20
- オプションプラン ..... 22



P.23~

### V. 特にご注意いただきたいこと



裏表紙

### VI. 保険商品の内容をご理解いただくための 事項 **契約概要**

# I. 海外旅行保険の特徴

その1

## 充実の補償

「海外旅行保険」では、海外旅行中に発生するアクシデントに備え、さまざまな特約をご用意しています。

お客さまのニーズに合わせて、**組み合わせでご契約いただくことができます。**

(注)※印については、下記「▲ご注意いただきたいこと」をご覧ください。

### ①ケガの補償<sup>※1</sup>

交通事故やスポーツ、観光中のケガなど、偶発的な事故によるケガを補償する特約です。

- 傷害死亡保険金支払特約 (P.5)
- 傷害後遺障害保険金支払特約 (P.5)
- 傷害治療費用補償特約 (P.5)



### ②病気の補償<sup>※1</sup>

急にかぜをひいてしまったり、盲腸になった場合などの、病気を補償する特約です。

- 疾病死亡保険金支払特約 (P.6)
- 疾病治療費用補償特約 (緊急歯科治療費用補償特約<sup>※2</sup>) (P.6)



### ③ご親族が負担される費用等の補償<sup>※1</sup>

救援対象者の死亡・入院・遭難等が発生した場合に、その救援対象者のご親族が現地へ赴く費用等を補償する特約です。

- 救援者費用等補償特約 (P.7)



### ④ケガ・病気にかかわる治療、およびご親族が負担される費用等の補償<sup>※1</sup>

「傷害治療費用補償特約」、「疾病治療費用補償特約」および「救援者費用等補償特約」の3特約を、まとめて補償する特約です。

- 治療・救援費用補償特約 (疾病に関する応急治療・救援費用補償特約<sup>※3</sup>、緊急歯科治療費用補償特約<sup>※2</sup>) (P.8~9)



### ⑤賠償責任の補償

誤ってお店の商品を壊してしまったり、ホテルの客室を水浸しにするなどして、法律上の賠償責任を負った場合を補償する特約です。

- 賠償責任危険補償特約 (P.10)



### ⑥身の回り品の補償<sup>※4、※5、※6</sup>

身の回り品の破損、盗難の場合の損害を補償する特約です。

- 携行品損害補償特約 (P.10)



### ⑦その他 充実の補償

海外旅行中に想定されるアクシデント等に備え、さまざまな特約をご用意しています。

- テロ等対応費用補償特約 (P.11)
- 旅行中の事故による緊急費用補償特約<sup>※3</sup> (P.13)
- 旅行変更費用補償特約<sup>※7</sup> (P.16)
- 一時帰国中補償特約 (P.17)
- 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 (P.11)
- 弁護士費用等補償特約 (P.14)
- 自動車運転者損害賠償責任危険補償特約 (P.17)
- 数次海外旅行者に関する特約 (P.17)
- 航空機遅延費用等補償特約 (P.12)
- ペット預入延長費用補償特約 (P.15)
- 緊急一時帰国費用補償特約<sup>※8</sup> (P.17)

### ▲ご注意いただきたいこと

- 特約の具体的な補償内容については、「II. セットいただける特約についてご説明します」(P.5~)をご覧ください。補償内容が同様の保険契約が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。詳しくはP.25「10. ご契約時にご注意いただきたいこと」(5)をご参照ください。
- 上記※印については、以下の事項にご注意ください。
  - ※1 旅行中に危険な運動(山岳登山、ハンググライダー搭乗等)をいいます。詳しくは、P.18「補償対象外となる運動等」をご参照ください。)をされる場合や危険なお仕事をされる場合には、割増保険料が必要となる場合があります。割増保険料を払込みいただかないと保険金をお支払いできないことや、削減されることがありますのでご注意ください。
  - ※2 保険期間が3か月以内の場合に限り、ご契約いただけます。
  - ※3 保険期間が31日以内の「契約タイプ」に限りご契約いただけます。
  - ※4 携行品(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いしません。
  - ※5 保険金をお支払する場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円がお支払の限度となります。(パスポートは1回の事故につき5万円が、乗車券等は合計して5万円が限度となります。)
  - ※6 盗難、強盗、航空会社に預けた荷物の不着による損害については、保険期間を通じ、合計で30万円がお支払の限度となります。(保険金額が30万円以下の場合、保険金額が限度となります。)
  - ※7 保険期間が3か月以内の場合に限り、ご契約いただけます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
  - ※8 業務、研究または留学等を目的とした3か月以上のご旅行をされる方で、かつ、ご旅行中の滞在先が特定できる方に限り、ご契約いただけます。
- あらかじめ補償内容が定められている「契約タイプ」をご用意しています。ご契約にあたってのご注意は、P.20~21をご覧ください。なお、契約タイプ以外のご契約をご希望の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

# その2 充実の サービス

旅行先でアクシデントに見舞われてしまった場合でも、充実のサービスで、皆さまの快適な旅をサポートします。

**三井住友海上ライン** のサービスの詳細、お電話のご連絡先については、ご契約時にお渡しする「海外旅行保険サービスガイド」をご覧ください。

## 三井住友海上ライン

海外旅行先でのケガ、病気、盗難などのさまざまなアクシデントにあわれた場合、**24時間・年中無休・日本語**で、電話相談をお受けいたします。

### ① 保険についてのご相談

保険事故のご連絡や、最寄りの病院・日本語が通じる病院を知りたいときなどに、ご利用ください。また保険事故にあわれたお客さまをサポートする現地アシスタンス会社・クレームエージェント（事故処理会社）のご紹介も行います。



### ② キャッシュレス・メディカルサービス

海外旅行中にケガや病気のため病院で治療を受けても、お客さまご自身で治療費を支払うことなく、当社が保険金として病院に治療費をお支払いするサービスです。お電話いただくことで、サービスの受けられる最寄りの病院をご案内します。

※提携病院に限り、ご利用いただけます。

※緊急歯科治療の場合はご利用いただけません。

※「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」の保険金をお支払いする場合に該当されてキャッシュレス・メディカルサービスをご利用される場合は、当社提携病院を受診されるときであっても、病院に行かれる前に必ず三井住友海上ラインにご連絡ください。ご連絡がない場合、キャッシュレス・メディカルサービスをご利用になれず、お客さまご自身で一旦治療費をお立て替えいただき、後日保険金請求していただくこととなりますのでご注意ください。



### ③ 緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行先でのケガ、病気によって病院や日本への緊急移送が必要なときなどに、当社が提携している国際的アシスタンス会社がサポートします。



### ④ スーツケース修理・回収お届けサービス

海外旅行中に保険事故で破損したスーツケースの修理代金を、当社が保険金として修理業者へ直接お支払いするサービスです。お電話いただくことで「修理の手配からスーツケースの回収、修理、修理代金のお支払い、お届け」までのサービスをご利用いただけます。



### ご利用上のご注意

サービスのご利用にあたっては、以下の点につきあらかじめご了承ください。

- ご契約内容に基づき保険金のお支払対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスの対象とはなりません。
- サービスに伴って生じた治療費・移送費等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、その超過部分(アシスタンス会社の手数料を含みます。)については、お客さまのご負担となります。保険金のお支払対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス会社にお支払いいただいたうえで、はじめてサービスを提供させていただきます。
- サービス提供後に保険金のお支払対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまのご負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス会社に見込み額・手数料をお支払いいただいたうえでサービスを続けさせていただきます。
- 一部地域では、サービスの提供ができない場合やサービス開始までにお時間がかかる場合がございます。
- サービスの内容は、予告なく変更・終了する場合がございます。

# II. セットいただける特約についてご説明します

## ご注意

- ★印の特約のうちいずれか一つは、必ずセットいただく必要がありますのでご注意ください。
- ※印の用語のご説明はP.18をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)
- すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 乗客として搭乗する予定の航空機等が遅延または欠航等の場合など、責任期間が自動的に延長される場合があります。
- 詳細は、普通保険約款・特約を参照ください。

## ①ケガの補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>傷害死亡保険金支払特約</b> 死亡されたとき	責任期間※中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合で、同じケガ※により死亡されたときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を差し引いた残額となります。
<b>傷害後遺障害保険金支払特約★</b> 後遺障害が残ったとき	責任期間※中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
<b>傷害治療費用補償特約★</b> 医師の治療を受けたとき	責任期間※中の事故によるケガ※のため、治療※(義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合	被保険者が現実に出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ㉞診療関係、入院※関係の費用 ㉟義手、義足の修理費用 ㊱治療※のための通訳雇入費用 ㊲保険金の請求のために必要な医師※の診断書費用 ㊳入院により必要となった次の費用(1回の事故につき合計して20万円限度) ㊴国際電話料等通信費 ㊵身の回り品購入費(5万円限度) ㊶治療を受けた結果、当初の旅行行程※を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用 ㊷救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ㊸病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用 など <b>〈日本国外における治療の場合にご確認ください。〉</b> カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による施術のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。 <b>〈日本国内における治療の場合にご確認ください。〉</b> 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害治療費用保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。



### 保険金をお支払いしない主な場合(傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害治療費用補償特約 共通)

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ※
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用して運転中のケガ
- 脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- 戦争、その他の変乱※によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ
- 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの<傷害後遺障害保険金支払特約、傷害治療費用補償特約のみ>
- 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ(※)

(\*) あらかじめ所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。

(注1) P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります。

(注2) 自動車競争選手等の危険な職業に従事するケガについては、あらかじめ所定の割増保険料が必要となります。なお、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業の場合は、お引受ができません。

## ②病気の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>疾病死亡保険金支払特約</b> 死亡されたとき	①責任期間中に病気のため、死亡された場合 ②「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。)」のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。 ③責任期間中に感染した所定の感染症のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。
<b>疾病治療費用補償特約</b> 医師の治療を受けたとき	①「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。)」のため、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始された場合	被保険者が現実に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ⑦診療関係、入院関係の費用 ⑧治療のための通訳雇入費用 ⑨保険金の請求のために必要な医師の診断書費用 ⑩法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された(またはその疑いがある)場所の消毒を命じられた場合の消毒費 ⑪入院により必要となった次の費用(1回の病気につき合計して20万円限度) ①国際電話料等通信費 ②身の回り品購入費(5万円限度) ③治療を受けた結果、当初の旅行行程を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用 ④救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ⑤病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことから、他の病院・診療所へ移転するための費用 など <b>〈日本国外における治療の場合にご注意ください。〉</b> カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による施術のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。 <b>〈日本国内における治療の場合にご注意ください。〉</b> 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の病気につき、疾病治療費用保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。
<b>緊急歯科治療費用補償特約</b> 疾病治療費用の補償に緊急歯科治療費用の補償をプラスします。	責任期間中に生じた歯科疾病症状(*)の急激な発症・悪化のため、責任期間中に緊急歯科治療を開始された場合 (※)装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。	現実に支出した次の費用で社会通念上妥当な額、かつ、同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額に50%を乗じた額をお支払いします。ただし、緊急歯科治療を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限ります。 ⑦診療関係の費用 ⑧保険金の請求のために必要な歯科医師の診断書費用 (注1) 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供または貴金属の使用を含む治療、ブリッジ等の永続的・定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予測されていた治療等に要した費用については保険金をお支払いしません。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。



### 保険金をお支払いしない主な場合(疾病死亡保険金支払特約、疾病治療費用補償特約 共通)

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気\*
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気
- 被保険者が被ったケガ\*による病気
- 妊娠、出産、早産または流産による病気
- 歯科疾病
- 戦争、その他の変乱\*による病気(テロ行為による病気は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気
- 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群\*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見\*のないもの<疾病治療費用補償特約のみ> など

#### ◎緊急歯科治療費用補償特約をセットした場合、上記(歯科疾病を除きます。)および次の緊急歯科疾病に対しては保険金をお支払いしません。

- 義歯、歯科矯正装置の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、欠陥による緊急歯科疾病
- 義歯、歯科矯正装置のキズ・塗料のはがれ等の外観上の損傷による緊急歯科疾病
- ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為による緊急歯科疾病 など

(注)ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病については、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります。

### ③ご親族が負担される費用等の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p><b>救援者費用等補償特約</b></p> <p>親族がかけつけたとき</p> 	<p>救援対象者<sup>*</sup>が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者<sup>(※1)</sup>が費用を負担された場合</p> <p>①次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任期間<sup>*</sup>中に被ったケガ<sup>*</sup>または責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</li> <li>責任期間中に病気<sup>*</sup>または妊娠・出産・早産もしくは流産のため、死亡された場合</li> <li>責任期間中に発病<sup>*</sup>した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療<sup>*</sup>を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。)</li> </ul> <p>②責任期間中に被ったケガ<sup>*</sup>または責任期間中に発病した病気のため、続けて3日以上入院<sup>*</sup>された場合(病気の場合、責任期間中に治療を開始していたときに限ります。)</p> <p>③責任期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山<sup>(※2)</sup>中に遭難された場合</p> <p>④責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(※1)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族<sup>*</sup>をいいます。</p> <p>(※2)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p>	<p>被保険者が負担された次の㉗～㉙の費用のうち社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>㉗遭難した救援対象者<sup>*</sup>の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>㉘救援者<sup>*</sup>の現地<sup>*</sup>までの1往復分の航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)<sup>(※1)</sup></p> <p>㉙救援者の現地および現地までの行程での宿泊施設<sup>*</sup>の客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで)<sup>(※1)</sup></p> <p>㉚治療を継続中の救援対象者を現地から移送する費用<sup>(※2)</sup></p> <p>㉛火葬等の遺体の処理費用(100万円限度)</p> <p>㉜遺体の移送費用</p> <p>㉝諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者もしくは救援者が現地において支出した交通費、救援対象者の入院<sup>*</sup>または救援に必要な身の回り品購入費・通信費等をいいます。)(20万円限度)<sup>(※2)</sup></p> <p>(※1)上記㉗、㉙については、左記「保険金をお支払いする場合」の④の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。</p> <p>(※2)傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金として支払われるべき費用については除きます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、救援対象者<sup>\*</sup>または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用(自殺行為により死亡された場合は保険金をお支払いします。)
- 自殺行為(死亡された場合には保険金をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為による費用
- 自動車等<sup>\*</sup>の無資格運転・酒気帯び運転<sup>\*</sup>(いずれも死亡された場合には保険金をお支払いします。)または麻薬等を使用する際の運転中の事故による費用
- 妊娠・出産・早産もしくは流産による病気<sup>\*</sup>または歯科疾病による入院<sup>\*</sup>
- 戦争、その他の変乱<sup>\*</sup>による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性による費用
- 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群<sup>\*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>\*</sup>のないもの など

(注1)P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故については、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります。(死亡された場合は保険金を削減しません。)

(注2)プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業の場合は、お引受ができません。

## ④ケガ・病気にかかわる治療、およびご親族が負担される費用等の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>治療・救援費用補償特約★</b> <b>傷害治療費用と疾病治療費用と救援者費用をまとめて補償</b>	<p><b>〈治療費用に関するもの〉</b></p> <p>(1)責任期間<sup>※</sup>中の事故によるケガ<sup>※</sup>のため、治療<sup>※</sup>(義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合</p> <p>(2)次のいずれかに該当する場合</p> <p>①「責任期間中に発病<sup>※</sup>した病気<sup>※</sup>」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限りませう。)」のため、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始された場合</p> <p>②責任期間中に感染した所定の感染症<sup>※</sup>のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始された場合</p> <p><b>〈救援費用に関するもの〉</b></p> <p>(3)被保険者が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者<sup>(※1)</sup>が費用を負担された場合</p> <p>①次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任期間中に被ったケガまたは責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</li> <li>責任期間中に病気または妊娠・出産・早産もしくは流産のため、死亡された場合</li> <li>責任期間中に発病した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。)</li> </ul> <p>②責任期間中に被ったケガまたは責任期間中に発病した病気のため、続けて3日以上入院<sup>※</sup>された場合(病気の場合、責任期間中に治療を開始していたときに限ります。)</p> <p>③責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山<sup>(※2)</sup>中に遭難された場合</p> <p>④責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(※1)被保険者の親族<sup>※</sup>および保険契約者を含みます。</p> <p>(※2)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p>	<p>次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。</p> <p><b>〈治療費用に関するもの〉(左記(1)または(2)の場合)</b></p> <p>被保険者が現実に出した次の費用の額。ただし、左記(1)の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用、左記(2)の場合は、治療<sup>※</sup>を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りませう。(下記②および③を除きます。)</p> <p>①診察関係、入院<sup>※</sup>関係の費用</p> <p>②義手、義足の修理費用</p> <p>③治療のための通訳雇入費用</p> <p>④保険金の請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑤法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された(またはその疑いがある)場所の消毒を命じられた場合の消毒費</p> <p>⑥入院により必要となった次の費用(1回の事故または病気<sup>※</sup>につき合計して20万円限度)</p> <p>⑦国際電話料等通信費 ⑧身の回り品購入費(5万円限度)</p> <p>⑨治療を受けた結果、当初の旅行行程<sup>※</sup>を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用</p> <p>⑩救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費</p> <p>⑪病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>〈日本国外における治療の場合にご注意ください。〉</b></p> <p>カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による施術のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いいたしません。</p> <p><b>〈日本国内における治療の場合にご注意ください。〉</b></p> <p>柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</p> <p><b>〈救援費用に関するもの〉(左記(3)の場合)</b></p> <p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族<sup>※</sup>が負担された次の費用の額。その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>①遭難した被保険者の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>②救援者<sup>※</sup>の現地<sup>※</sup>までの1往復分の航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)<sup>(※1)</sup></p> <p>③救援者の現地および現地までの行程での宿泊施設<sup>※</sup>の客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで)<sup>(※1)</sup></p> <p>④治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用<sup>(※2)</sup></p> <p>⑤火葬等の遺体の処理費用(100万円限度)</p> <p>⑥遺体の移送費用</p> <p>⑦諸雑費(救援者の渡航手続費および被保険者もしくは救援者が現地において支出した交通費、被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費・通信費等をいいます。)(20万円限度)<sup>(※2)</sup></p> <p>(※1)上記①、②については、左記「保険金をお支払いする場合」の(3)④の場合において被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地へ赴く救援者にかかる費用は除きます。</p> <p>(※2)上記〈治療費用に関するもの〉で支払われるべき費用については除きます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回の事由の発生につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>

●「保険金をお支払いしない主な場合」はP.9に記載しておりますので、必ずご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>疾病に関する応急治療・救援費用補償特約</b> 持病が急激に悪化したときの費用の補償をプラスします。	海外旅行開始前に発病 <sup>※</sup> し治療 <sup>※</sup> を受けたことがある病気 <sup>※</sup> のため、海外旅行中にその症状の急激な悪化 <sup>(*)</sup> により治療を受けられた場合 (※)海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。	治療・救援費用保険金の「保険金のお支払額」の <b>〈治療費用に関するもの〉</b> 、 <b>〈救援費用に関するもの〉</b> のうち、治療 <sup>※</sup> を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)に帰着するまでに要した費用であり、社会通念上妥当な費用で、かつ、同等の病気に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の病気 <sup>※</sup> につき、合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。
<b>緊急歯科治療費用補償特約</b> 治療・救援費用の補償に緊急歯科治療費用の補償をプラスします。	責任期間 <sup>※</sup> 中に生じた歯科疾病症状 <sup>(*)</sup> の急激な発症・悪化のため、責任期間中に緊急歯科治療 <sup>※</sup> を開始された場合 (※)装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。	現実に支出した次の費用で社会通念上妥当な金額、かつ、同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額に50%を乗じた額をお支払いします。ただし、緊急歯科治療 <sup>※</sup> を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限り、 <b>⑦診療関係の費用</b> <b>⑧保険金の請求のために必要な歯科医師<sup>※</sup>の診断書費用</b> (注1)緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供または貴金属の使用を含む治療、ブリッジ等の永続的・定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予測されていた治療等に要した費用については保険金をお支払いしません。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

**保険金をお支払いしない主な場合 (治療・救援費用補償特約)**

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>※</sup>・病気<sup>※</sup>等(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、自殺行為により死亡された場合には保険金をお支払いします。)
  - 自殺行為(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、死亡された場合には保険金をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為によるケガ・病気等
  - 自動車等<sup>※</sup>の無資格運転・酒気帯び運転<sup>※</sup>(いずれも「保険金をお支払いする場合」の(3)については、死亡された場合には保険金をお支払いします。)、または麻薬等を使用しての運転中の事故によるケガ・病気等
  - 外科的手術その他の医療処置によるケガ・病気等(ただし、当社が保険金を支払うべきケガ・病気等の治療によるものである場合には保険金をお支払いします。)
  - 妊娠・出産・早産もしくは流産による病気(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、責任期間中に死亡された場合には保険金をお支払いします。)
  - 歯科疾病(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引続き治療を受けていたことを要します。))には保険金をお支払いします。)
  - 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>によるケガ・病気等(テロ行為によるケガ・病気等は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
  - 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ・病気等
  - 原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群<sup>※</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>※</sup>のないもの
  - 乗用具<sup>※</sup>を用いて競技等<sup>※</sup>をしている間のケガ(「保険金をお支払いする場合」の(1)の場合に限り、)<sup>(\*)</sup> などによる費用
- (注1)P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ・病気等については、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、死亡された場合は保険金を削減しません。)
- (注2)自動車競争選手等の危険な職業に従事するケガについては、あらかじめ所定の割増保険料が必要となります。なお、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業の場合は、お引受ができません。
- (※)あらかじめ所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。

- |  |   |
|--|---|
| <p>◎<b>疾病に関する応急治療・救援費用補償特約をセットした場合、上記および次の場合には保険金をお支払いしません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● その病気の治療<sup>※</sup>の開始が責任期間終了後である場合</li> <li>● 被保険者の旅行目的が、その病気の治療または症状の緩和を目的とするものである場合</li> <li>● 責任期間<sup>※</sup>開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)</li> <li>● 責任期間開始前における医師の処置または処方もしくは健康上の理由により、旅行行程<sup>※</sup>中も継続して支出することが予定されていた次に掲げる費用。ただし、責任期間中に新たに医師の処置または処方により必要となった費用については保険金をお支払いします。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・透析、人工呼吸器、人工開口部、義手義足等の外部プロステシス(補てつ物)、人工心臓弁、心臓電子器具(ペースメーカー)、人工肛門、車椅子その他の器具、挿入物、移植片またはプロステシス(補てつ物)の継続的な使用にかかわる費用</li> <li>・インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用にかかわる費用</li> </ul> </li> <li>● 温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用</li> <li>● あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用</li> <li>● 運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用</li> <li>● 臓器移植等にかかわる費用および日本国外における臓器移植等と同様の手術等にかかわる費用</li> <li>● 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整にかかわる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置にかかわる費用</li> <li>● 毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置にかかわる費用</li> <li>● 不妊治療その他の妊娠促進管理にかかわる費用</li> </ul> | <p>◎<b>緊急歯科治療費用補償特約をセットした場合、上記(歯科疾病を除きます。)および次の緊急歯科疾病に対しては保険金をお支払いしません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 義歯、歯科矯正装置の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、欠陥による緊急歯科疾病</li> <li>● 義歯、歯科矯正装置のキズ・塗料のはがれ等の外観上の損傷による緊急歯科疾病</li> <li>● ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為による緊急歯科疾病</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> |
|--|---|

## ⑤賠償責任の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>賠償責任 危険補償 特約</b> 人をケガさせたり、人の物を壊したとき 	責任期間 <sup>※</sup> 中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなくしたりして、被保険者（被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。）が法律上の損害賠償責任を負われた場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用 <sup>(*)</sup> 等をお支払いします。 (※)当社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (注3)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意による損害
  - 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任
  - 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
  - 他人から借りたり預かったりした物を壊したりなくしたりしたことによる損害賠償責任。ただし、次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。
    - 被保険者が滞在する宿泊施設<sup>※</sup>の客室<sup>(\*)</sup>
    - 被保険者が滞在する居住施設内の部屋<sup>※</sup>（ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。）
    - 保険契約者または被保険者が賃貸業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品
  - 被保険者と同居する親族<sup>※</sup>や旅行行程<sup>※</sup>を同じくする親族に対する損害賠償責任
  - 自動車・オートバイ等の車両（ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。）、船舶（ヨットおよび水上オートバイを除きます。）、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>による損害
  - 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
  - 汚染物質の排出、流出、溢（いっ）出、漏出による損害賠償責任
- など
- (※)「客室」には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

## ⑥身の回り品の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額				
<b>携行品損害 補償特約</b> 旅行に携行した物が盗まれたり壊れたりしたとき 	責任期間 <sup>※</sup> 中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品 <sup>(*)</sup> に損害が生じた場合 (※)「携行品」とは、被保険者が被保険者の住宅（敷地を含みます。集合住宅においては居住している戸室内をいいます。）外において携行する被保険者の身の回り品（カメラ、衣類、定期券を除く乗車券等 <sup>※</sup> 、旅券など）をいいます。（被保険者の足元に置いた手荷物など身体周辺において管理しているもの、施錠されたホテルの自室保管の荷物など排他的に管理しているもの、やむを得ず航空会社・旅行業者に寄託したものを含み、別送品を除きます。） (注1)補償の対象となる携行品には、被保険者所有の物のほか、旅行行程 <sup>※</sup> 開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた物を含みます。 (注2)次のものは補償の対象とはなりません。 通貨、小切手、株券、有価証券、印紙、切手、定期券、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、自動車等 <sup>※</sup> 以外の運転免許証、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、帳簿、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、自動車等およびこれらの付属品、P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、ウインドサーフィン・サーフィンをを行うための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等、データ、ソフトウェア・プログラム等の無体物 など	被害物の損害額 <sup>(*)</sup> をお支払いします。 (※)被害物の修理費または時価額 <sup>※</sup> のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、乗車券等 <sup>※</sup> についてはその経路・等級の範囲内で被保険者が事故の後に支出した費用等を、旅券については再取得費用（現地にて負担された場合）に限り、交通費、宿泊費を含みます。ただし、損害額は、1回の事故につき下表の金額を限度とします。 <table border="1" data-bbox="970 1265 1508 1332"> <tr> <td>下記以外（1個、1組または1対のものについて）</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>乗車券等</td> <td>5万円 旅券 5万円</td> </tr> </table> (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。（ただし、携行品損害保険金額が30万円（盗難等限度額）を超えるご契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じ30万円が限度となります。） (注2)保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。 (注3)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	下記以外（1個、1組または1対のものについて）	10万円	乗車券等	5万円 旅券 5万円
下記以外（1個、1組または1対のものについて）	10万円					
乗車券等	5万円 旅券 5万円					

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害
  - 自動車等<sup>※</sup>の無資格運転、酒気帯び運転<sup>※</sup>または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害
  - 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品
  - 携行品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害
  - 携行品の汚れ・キズ・塗料のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
  - 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的・機械的故障（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
  - 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。
  - 携行品の置き忘れまたは紛失による損害
  - 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>による損害（テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）
  - 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
  - 公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害（火災消防・避難に必要な処置となされた場合、施錠された手荷物が空港等での安全確認検査等でその錠を壊された場合を除きます。）
- など

## ⑦その他 充実の補償

<p><b>テロ等対応費用補償特約</b></p> <p>テロ等により帰国が遅れたとき</p> 	<p><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が乗客として搭乗している交通機関（搭乗予定を含みます。）または被保険者が入場している施設（入場予定を含みます。）に対する第三者による不法な支配、テロ行為<sup>(*)</sup>または公権力による拘束</li> <li>②被保険者に対する公権力による拘束</li> <li>③被保険者が誘拐されたこと。</li> <li>④日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。</li> </ol> <p>(*)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p><b>保険金のお支払額</b></p> <p>被保険者が負担を余儀なくされた次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦交通費</li> <li>⑧宿泊施設<sup>*</sup>客室料</li> <li>⑨国際電話料等通信費</li> </ol> <p>(注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、10万円（テロ等対応費用保険金額）が限度となります。</p> <p>(注2)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<p><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>（テロ行為による費用は、保険金の支払対象となります。）による費用</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用</li> </ul> <p>など</p>
<p><b>航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約</b></p> <p>航空会社に預けた荷物が届かなかったとき</p> 	<p><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機<sup>(*)</sup>の到着後6時間以内に、予定していた目的地に運搬されなかった場合</p> <p>(*)被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。</p> <p><b>保険金のお支払額</b></p> <p>被保険者が目的地にて負担した次のものを購入またはレンタルした費用をお支払いします。ただし、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入・レンタルしたことによる費用を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦衣類（下着、寝間着等の必要不可欠なもの）</li> <li>⑧生活必需品（洗面用具、かみそり、くし等）</li> <li>⑨身の回り品（購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、⑦、⑧以外にやむを得ず必要となったもの）</li> </ol> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、10万円が限度となります。</p> <p>(注2)⑦、⑧については、寄託手荷物の中に含まれていたものを購入・レンタルされた場合に限り、⑨については、寄託手荷物の中に含まれていないものを購入・レンタルされた場合に限り、⑨については、他人への謝金および礼金は含みません。</p> <p>(注3)⑦～⑨には、他人への謝金および礼金は含みません。</p> <p>(注4)保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。</p> <p>(注5)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<p><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>による費用（テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用</li> </ul> <p>など</p>

航空機遅延 費用等補償 特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>飛行機が欠航したとき、出発が遅れたとき、乗継便に間に合わなかったとき</p> 	<p><b>①出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金</b> 被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備（ダブルブッキング等）による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻（着陸地変更の場合には着陸した時刻）から6時間以内に代替機（着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。）を利用できない場合</p> <p><b>②乗継遅延費用保険金</b> 被保険者の搭乗した航空機の遅延<sup>(*)</sup>によって、乗継地から出発する搭乗予定だった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 (*) 被保険者が搭乗予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。</p> <p><b>保険金のお支払額</b> 被保険者が支出した次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦宿泊施設<sup>*</sup>の客室料<sup>(*)</sup></li> <li>㊧食事代<sup>(*)</sup></li> <li>㊨宿泊施設への移動に要するタクシー代等の交通費<sup>(*)</sup></li> <li>㊩国際電話料等通信費<sup>(*)</sup></li> <li>㊪目的地における旅行サービスの取消料等</li> </ul> <p>(*) 上記㊦～㊪については、「保険金をお支払いする場合」の①の場合は出発地（着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。）、上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。また、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したものに限りします。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の上記「保険金をお支払いする場合」の①の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能、着陸地変更または1回の上記「保険金をお支払いする場合」の②の遅延につき、2万円が限度となります。</p> <p>(注2) 保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>*</sup>による費用（テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用</li> </ul> <p>など</p>

旅行中の事故による緊急費用補償特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
旅行先でのケガ、盗難、交通機関の遅れなど偶然な事故にあったとき	<p><b>責任期間</b>中に予期せぬ偶然な事故<sup>(*)</sup>が生じた場合</p> <p>(*)「予期せぬ偶然な事故」とは、ケガ<sup>*</sup>、病気<sup>*</sup>、盗難<sup>*</sup>、交通機関の遅延などをいい、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行業者により発生の証明がされたものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用</li> <li>● 自動車等<sup>*</sup>の無資格運転、酒気帯び運転<sup>*</sup>または麻薬等を使用している間の事故による費用</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用</li> <li>● 妊娠、出産、早産、流産またはこれらによる病気<sup>*</sup>の発病<sup>*</sup>による費用</li> <li>● 歯科疾病の発病または症状の悪化による費用</li> <li>● 原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群<sup>*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>*</sup>のないものによる費用</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>*</sup>による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用</li> <li>● 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・連休による費用</li> <li>● P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガによる費用</li> <li>● 乗用具<sup>*</sup>を用いて競技等<sup>*</sup>をしている間のケガ<sup>*</sup>による費用</li> </ul>
	<p><b>保険金のお支払額</b></p>	
	<p>責任期間中に被保険者が負担を余儀なくされた次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当をお支払いします。</p> <p>①交通費</p> <p>②宿泊施設<sup>*</sup>の客室料</p> <p>③次の事由により、出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)または乗継地において代替機(着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。)が利用可能となるまでの間に負担した食事代(旅行中事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が搭乗する予定だった航空機が、出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備(ダブルブッキング等)による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の出発時刻の変更により、出発予定時刻(着陸地変更の場合には着陸した時刻)から6時間以内に代替機(着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。)を利用できなかったこと。</li> <li>● 被保険者の搭乗した航空機の出発時刻の変更(搭乗予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能または搭乗した航空機の出発時刻の変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。)によって、乗継地から出発する搭乗予定だった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと。</li> </ul> <p>④国際電話料等通信費</p> <p>⑤渡航手続費</p> <p>⑥渡航先で受ける予定であったサービスの取消料、違約料等</p> <p>⑦被保険者が航空会社に運搬を委託した手荷物が航空機(被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。)の到着後6時間以内に予定していた目的地に運搬されなかった場合に、被保険者が目的地にて負担した身の回り品購入費(被保険者が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。)</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、上記⑦～⑦の費用については、保険期間を通じ、合計して旅行中事故緊急費用保険金額が限度となります。⑦の費用については、保険期間を通じ、旅行中事故緊急費用保険金額の2倍の額が限度となります。</p> <p>(注2) 他の特約において保険金支払いの対象となるもの、被保険者が払戻しを受けた金額および負担を予定していた金額を除きます。</p> <p>(注3) 上記⑦により支払われるべき金額は、⑦～⑦までの費用の額に含みません。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<p>など</p> <p>(注) 保険料領収前または責任期間開始前に原因が生じた事故については、保険金をお支払いしません。</p>



**弁護士費用等補償特約**

旅行中の被害事故により弁護士費用を負担したとき



**保険金をお支払いする場合**

**①損害賠償請求費用保険金**

責任期間<sup>※</sup>中の偶然な事故により被害<sup>(※1)</sup>を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合<sup>(※2)</sup>

**②法律相談費用保険金**

責任期間中の偶然な事故により被害<sup>(※1)</sup>を被った被保険者が、弁護士に法律相談を行った場合<sup>(※2)</sup>

(※1)「被害」とは、身体の障害または財物の破損をいいます。「身体の障害」とは、被保険者の生命または身体が害されることをいいます。「財物の破損」とは、被保険者が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物が滅失(盗難、紛失または詐取を含みません。)、破損もしくは汚損または盗取(詐取を含みません。)されることをいいます。

(※2)いずれの場合も、被害に対する損害賠償請求または法律相談を、被害の発生日からその日を含めて3年以内に行ったときに限ります。

**保険金のお支払額**

上記「保険金をお支払いする場合」の①は、当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用<sup>※</sup>をお支払いします。(1回の事故につき100万円(弁護士費用等保険金額)が限度となります。)

上記「保険金をお支払いする場合」の②は、当社の同意を得て支出した法律相談費用をお支払いします。(1回の事故につき10万円が限度となります。)

(注1)同一の被害を理由として行われた一連の損害賠償請求は、一つの損害賠償請求とみなします。

(注2)保険金をお支払いした後次に次のいずれかに該当された場合は、保険金の全部または一部を返還いただきます。

- 弁護士への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合
- 訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者<sup>※</sup>から弁護士費用の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用の額と既にお支払いした保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士に支払った損害賠償請求費用の全額」を超過したとき。

(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

**保険金をお支払いしない主な場合**

- 被保険者の故意または重大な過失による被害事故
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による被害事故
- 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転<sup>※</sup>または麻薬等を使用して自動車等<sup>※</sup>を運転中の被害事故
- 被保険者が自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中の被害事故
- 被保険者が競技や試験のために自動車に搭乗中または競技や試験を行う場所で自動車に搭乗中の被害事故
- 被保険者が違法に所有・占有する財物の破損
- 被保険者が麻薬等の影響を受けているおそれがある状態での身体の障害、財物の破損
- 労働災害による身体の障害
- 被保険者または被保険者の使用者の業務のために使用する財物、業務に関連して受託した財物に生じた被害事故
- 自然消耗、性質によるさび・かび・変色、腐敗、ひび割れ、欠陥等による財物の破損
- 被保険者が、診療、投薬、身体の整形、マッサージ等を受けたことによる身体の障害
- 液体・気体・固体の排出・流出・溢出による身体の障害、財物の破損(不測かつ突発的な事由による場合には、保険金の支払対象となります。)
- 石綿等が有する発ガン性等有毒な特性に起因した身体の障害、財物の破損
- 外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性により生じた身体の障害、財物の破損
- 電磁波障害による身体の障害
- 騒音、振動、悪臭、日照不足等による身体の障害、財物の破損
- 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>による被害事故(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波、台風、洪水、高潮による被害事故
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による被害事故
- 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による被害事故
- 始期日より前に被保険者が被害の発生を予見していた身体の障害、財物の破損
- 次の方が賠償義務者<sup>※</sup>である場合に生じた費用
  - ・ 被保険者またはその配偶者<sup>※</sup>と生計を共にする同居の親族<sup>※</sup>
  - ・ 被保険者の父母、配偶者または子
- 次の損害賠償請求または法律相談により生じた費用
  - ・ 被害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者(引受保険会社)に対する損害賠償請求・法律相談
  - ・ 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談

など

ペット預入 延長費用補 償特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>予定通り帰国 できず、ペット の預入期間が 延びてしまっ たとき</p>	<p>旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関の遅延または欠航・運休（運行時刻が定められているものに限ります。）</li> <li>②交通機関の搭乗予約受付業務の不備（ダブルブッキング等）による搭乗不能</li> <li>③被保険者が治療<sup>*</sup>を受けたこと。</li> <li>④被保険者の旅券の盗難または紛失（ただし、被保険者が旅券または渡航書の発給を受けた場合に限ります。）</li> <li>⑤被保険者の同行家族<sup>(※1)</sup>または同行予約者<sup>(※2)</sup>が入院<sup>*</sup>したこと。</li> </ol> <p>(※1)被保険者と旅行行程<sup>*</sup>を同一にする、被保険者の配偶者<sup>*</sup>、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族<sup>*</sup>・別居の未婚<sup>*</sup>の子をいいます。</p> <p>(※2)被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で、被保険者に同行している方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による帰国遅延</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による帰国遅延</li> <li>●無資格運転、酒気帯び運転<sup>*</sup>または麻薬等を使用して自動車等<sup>*</sup>を運転中の事故による帰国遅延</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群<sup>*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>*</sup>のないものによる帰国遅延</li> <li>●乗用具<sup>*</sup>を用いて競技等<sup>*</sup>をしている間のケガ<sup>*</sup>による帰国遅延</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>による帰国遅延（テロ行為による帰国遅延は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による帰国遅延</li> </ul> <p>などによる費用</p>
	<p><b>保険金のお支払額</b></p> <p>被保険者が負担したペット預入延長費用<sup>(※1)</sup>のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当をお支払いします。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、[ペット預入延長費用保険金額]×[帰国遅延日数<sup>(※4)</sup>]が限度となります。</p> <p>(注2)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p> <p>(※1)帰国が遅れたことにより被保険者がペット<sup>(※2)</sup>の世話に従事できなくなり、到着予定日以降に被保険者が行うはずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設<sup>(※3)</sup>にペットを預け入れることにより発生した費用をいいます。</p> <p>(※2)被保険者個人の家庭で、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。</p> <p>(※3)ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテルをいいます。</p> <p>(※4)到着予定日に到着された場合で到着時間が遅延したためにペットの引取りが遅延したときを含み、7日を限度とします。</p>	

**旅行変更費用補償特約**

旅行をキャンセルしたり途中で帰国したとき

**保険金をお支払いする場合**

次のいずれかの事由が契約日の翌日の午前0時以降に発生したことにより、保険証券の「被保険者」欄に記載された方(記名被保険者)が「出国を中止された場合(ただし、出国中止費用対象外特約がセットされている場合を除きます。)」または「出国後、旅行を途中で取りやめて帰国された場合」

- ① 記名被保険者、同行予約者(以下「記名被保険者等」といいます。)、記名被保険者等の配偶者\*・3親等内の親族が死亡された場合または危篤\*となられた場合
- ② 記名被保険者等が、ケガ\*または病気\*(歯科疾病を除きます。)により入院\*された場合(出国前の入院については続けて3日以上入院に限りです。)
- ③ 記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気(歯科疾病を除きます。)により、続けて14日以上入院された場合
- ④ 記名被保険者等が搭乗している航空機・船舶の行方不明もしくは遭難した場合または記名被保険者等がビッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合
- ⑤ 急激かつ偶然な外来の事故により記名被保険者等の緊急な捜索または救助を要することが警察等の公的機関により確認された場合
- ⑥ 記名被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかの事由により100万円以上の損害を受けた場合
  - ・ 火災、落雷、破裂または爆発
  - ・ 風災、水災、雹(ひょう)災、雪災
  - ・ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
 (注) 損害の額は、修理費または時価額\*のいずれか低い方をいいます。
- ⑦ 記名被保険者等が、裁判所の呼出により証人または鑑定人として裁判所に出頭された場合
- ⑧ 記名被保険者等の渡航先(訪れるまたは経由する予定のものを含みます。)において、次の事由が発生した場合
  - ・ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
  - ・ 戦争、その他の変乱\*またはテロ行為
  - ・ 記名被保険者等が利用を予定していた運送機関・宿泊機関の事故または火災
  - ・ 渡航先に対する日本国政府による「退避を勧告します。渡航は延期してください。」「渡航の延期をお勧めします。」の発出
- ⑨ 記名被保険者等に対して、官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ⑩ 記名被保険者等に対して、災害対策基本法にもとづく避難指示等が、公的機関より出された場合

**保険金のお支払額**

出国中止または中途帰国により、保険契約者、記名被保険者またはこれらの方の法定相続人が負担された次の費用をお支払いします。

- ⑦ 旅行サービスの取消料、違約料等
  - ⑧ 渡航手続費として、出国中止または中途帰国したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。ただし、出国中止または中途帰国した後においても使用できるものに対して支出した費用は除きます。
- ただし、上記⑦、⑧にかかわらず、記名被保険者が中途帰国された場合で、旅行が企画旅行であるときは、次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{費用} = \frac{\text{旅行変更費用保険金額} \text{ または } \text{旅行代金のいずれか小さい方}}{\text{旅行日程の日数}} \times \frac{\text{旅行日程のうち中途帰国した日以降の日数}}{\text{旅行日程の日数}}$$

なお、次のいずれかに該当し、帰国費用が上記の額を上回る場合は、中途帰国したときの帰国費用をお支払いします。

- ⑦ 記名被保険者が帰国のために利用する航空券・乗船券等(利用日時が記名被保険者の出国後3か月以内で特定されているものに限りです。)が既に購入されている場合または購入予約がされておりその費用の支払いを要する場合
- ⑧ 旅行が企画旅行で、旅行代金の中に記名被保険者が帰国するための交通機関の航空券等の費用が含まれている場合

(注1) 保険金のお支払額は、旅行変更費用保険金額を限度とします。  
 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

**保険金をお支払いしない主な場合**

- 次の原因によって「保険金をお支払いする場合」の①～⑥のいずれかに該当したことにより生じた費用
  - ・ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失
  - ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ・ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
  - ・ 自動車等\*の無資格運転、酒気帯び運転\*または麻薬等を使用しての運転中の事故
  - ・ 戦争、その他の変乱\*(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
  - ・ 核燃料物質等の放射性・爆発性等
- 次の原因によって「保険金をお支払いする場合」の②または③のいずれかに該当したことにより生じた費用
  - ・ 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群\*、腰痛またはその他の症状を訴えている場合にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見\*のないもの
- 次の原因によって「保険金をお支払いする場合」の①～③のいずれかに該当したことにより生じた費用
  - ・ 乗用具\*を用いて競技等\*をしている間のケガ\*または病気\*
  - ・ P.18記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガまたは病気

(注) 保険料領収前または契約日以前に次のいずれかに該当したことにより被保険者が負担した費用については、保険金をお支払いしません。

- ・ 「保険金をお支払いする場合」の①から⑩に該当していた場合
- ・ 「保険金をお支払いする場合」の①の死亡・危篤\*、②・③の直接の原因となったケガ\*・病気\*または⑨の隔離の直接の原因となった感染症が生じていた場合。なお、①～③の直接の原因となった病気または⑨の隔離の直接の原因となった感染症の発病の認定は、医師\*の診断によります。

出国中止費用対象外特約をセットした場合

出国を中止された場合は保険金のお支払の対象外となります。

<p><b>自動車運転者損害賠償責任危険補償特約</b></p> <p>レンタカーによる事故で損害賠償責任を負ったとき</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>責任期間<sup>(*)</sup>中に、米国<sup>(*)1</sup>またはカナダで下記の会社のレンタカー<sup>(*)2</sup>の運転に起因する事故により法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>●エイビス社、トヨタ社、アラモ社、ジャパンレンタカーグアム社、ナショナル社、ダラー社、ニッサンレンタカーグアム社、バジェット社、ハーツ社、ニッポンレンタカーグアム社</p> <p>(*)1)ハワイ、グアム、サイパンを含みます。 (*)2)自家用乗用車、二輪自動車または原動機付自転車に限ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>保険金のお支払額</b></p> <p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注1)損害の額が他の保険契約(レンタカー会社で加入したもの等で自家保険を含みます。)で支払われる金額を超える場合に限り、その超過額についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)法律上の賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、自動車運転者損害賠償責任保険金額(対人1億円、対物500万円)が限度となります。</p> <p>(注3)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意による損害</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>(*)</sup>による損害</li> <li>●被保険者の使用者の家事以外の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転している間の事故による損害</li> <li>●自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送または賃貸等自動車を取り扱う業務のために自動車を運転中の事故による損害</li> <li>●被保険者の配偶者<sup>(*)</sup>、父母、子、被保険者の家事以外の業務に従事する使用人に対する損害賠償責任(対人)</li> <li>●被保険者、配偶者、父母、子の所有物または受託品(レンタカーを含みます。)に対する損害賠償責任(対物)</li> <li>●競技等<sup>(*)</sup>のために使用している間の事故による損害</li> <li>●「保険金をお支払いする場合」に記載されたレンタカー会社の承認を得ないでレンタカーを運転中に生じた事故による損害賠償責任</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p><b>緊急一時帰国費用補償特約</b></p> <p>親族が死亡、危篤になり緊急に一時帰国したとき</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>帰国対象者<sup>(*)</sup>が、次のいずれかの事由により緊急に一時帰国<sup>(*)</sup>され、保険契約者、帰国対象者がその費用を負担した場合</p> <p>①保険期間中かつ海外渡航期間<sup>(*)</sup>中に、帰国対象者の配偶者<sup>(*)</sup>または帰国対象者の2親等内の親族が死亡された場合</p> <p>②保険期間中かつ海外渡航期間中に、帰国対象者の配偶者または帰国対象者の2親等内の親族が危篤<sup>(*)</sup>となられた場合</p> <p>③保険期間中かつ海外渡航期間中に、帰国対象者の配偶者または帰国対象者の2親等内の親族が搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合</p> <p style="text-align: center;"><b>保険金のお支払額</b></p> <p>緊急に一時帰国<sup>(*)</sup>したことによって保険契約者、帰国対象者<sup>(*)</sup>が負担した次の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみお支払いします。</p> <p>㉞一時帰国に要する通常の経路による航空運賃等交通費(往復運賃)</p> <p>①一時帰国の行程および一時帰国した地における宿泊施設<sup>(*)</sup>の客室料(14日分まで)</p> <p>②諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等をいいます。)</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回の一時帰国につき、緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。ただし、保険金額が20万円を超えるご契約の場合であっても、上記①、②の費用については、合計して20万円が限度となります。</p> <p>(注2)同一の配偶者<sup>(*)</sup>・2親等内の親族について、同一の事由により複数回一時帰国された場合は、2回目以降の一時帰国により発生した費用についてはお支払いしません。ただし、2回目の一時帰国の事由が上記「保険金をお支払いする場合」の②(危篤)の場合において、一時帰国した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合はお支払いの対象となります。</p> <p>(注3)継続契約<sup>(*)</sup>の場合で、帰国対象者の配偶者・2親等内の親族の死亡・危篤<sup>(*)</sup>の原因が保険期間開始前に生じていたときは、この保険契約の保険金の額と、原因が生じた時の保険契約の保険金の額を比較し、いずれか低い額をお支払いします。</p> <p>(注4)保険契約者、帰国対象者が、第三者から損害の賠償として支払いを受けた金額に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>(注5)保険契約者、帰国対象者が、企業体等の規程に基づく制度等により費用に対して給付を受けられる場合は、その給付を受けられる金額に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>(注6)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p> <p>(*)この特約をセットした保険契約の満期日の翌日を始期日とするこの特約をセットした保険契約をいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、帰国対象者<sup>(*)</sup>または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による死亡・危篤<sup>(*)</sup>、行方不明・遭難により生じた費用</li> <li>●海外渡航期間<sup>(*)</sup>開始時または保険期間の開始時のいずれか遅い時より前に、原因が生じていた死亡・危篤による一時帰国</li> <li>●「保険金をお支払いする場合」の①から③のいずれかの事由に該当された時(ケガ<sup>(*)</sup>または病気<sup>(*)</sup>により①または②の事由に該当された場合は、ケガの発生時または発病時)以前に帰国のため利用する航空券または乗船券等の購入の予約または購入され、その航空券または乗船券等を利用して一時帰国された場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

<p><b>一時帰国中補償特約</b></p> <p>◎全てのご契約に自動セットされます。ただし、旅行先に「日本」を含む場合、および「数次海外旅行者に関する特約」をセットする場合は除きます。</p>	<p>保険期間の途中で、被保険者が一時的に帰国する場合には、帰国当日および次に掲げる期間も旅行行程<sup>(*)</sup>中とみなしてこの保険契約にもとづく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任保険金)に限り、お支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間</li> <li>●被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して90日間</li> </ul>
<p><b>数次海外旅行者に関する特約</b></p>	<p>保険期間中に2回以上の海外旅行を行う場合にも、そのすべての海外旅行に対して、保険契約にもとづいて保険金をお支払いします。ただし、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険金をお支払いしません。</p>

## 補償対象外となる運動等

山岳登山<sup>(\*)</sup>、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機<sup>(\*)</sup>操縦<sup>(\*)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(\*)</sup>搭乗、ジャイロプレーン搭乗  
その他これらに類する危険な運動

(\*)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(\*)グライダーおよび飛行船を除きます。

(\*)職務として操縦する場合を除きます。

(\*)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

## ※印の用語のご説明(五十音順に記載しています。)

- 「**医学的他覚所見**」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「**医師**」とは、日本国外においては、被保険者が診療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者<sup>(\*)</sup>が医師である場合は、被保険者<sup>(\*)</sup>以外の医師をいいます。  
(\*) 救援者費用等補償特約の場合は、救援対象者<sup>(\*)</sup>とします。緊急一時帰国費用補償特約の場合は、帰国対象者とします。
- 「**1回の病気**」には、合併症および続発症を含みます。
- 「**海外渡航期間**」とは、旅行行程<sup>(\*)</sup>開始後、帰国対象者が最初の出国手を完了した時から、海外旅行の目的を終えて日本への入国手を完了した時までをいいます(一時帰国している期間は除きます。)。ただし、その出国から入国までの期間が、3か月間以上の場合に限ります。
- 「**帰国対象者**」とは、保険証券記載の帰国対象者をいいます。
- 「**危篤**」とは、重傷または重病のため、生命が危うく予断を許さない状態であると医師<sup>(\*)</sup>が判断した場合をいいます。
- 「**救援者**」とは、被保険者(救援者費用等補償特約をセットした場合は救援対象者<sup>(\*)</sup>をいいます。)の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地<sup>(\*)</sup>へ赴く被保険者の親族<sup>(\*)</sup>(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
- 「**救援対象者**」とは、保険証券記載の救援対象者をいいます。
- 「**競技等**」とは、競技、競争、興行<sup>(\*)</sup>または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。  
(\*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「**緊急歯科治療**」とは、歯科医師<sup>(\*)</sup>が必要であると認め、歯科医師が行う歯科疾病に対する治療のうち、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急処置、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。
- 「**緊急に一時帰国**」とは、「保険金をお支払いする場合」に該当した日からその日を含めて10日を経過した日までに海外渡航期間中に一時帰国するための入国手を完了し、かつ入国手を完了した日からその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く帰国をいいます。
- 「**頸(けい)部症候群**」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「**ケガ**」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「**急激**」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」等を意味します。  
「**偶然**」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「**外来**」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「**傷害**」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状<sup>(\*)</sup>を含みます。  
(\*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「**現地**」とは、事故発生地または被保険者<sup>(\*)</sup>の収容地または勤務地をいいます。  
(\*) 救援者費用等補償特約の場合は、救援対象者<sup>(\*)</sup>とします。
- 「**後遺障害**」とは、治療<sup>(\*)</sup>の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見<sup>(\*)</sup>のないものを除きます。
- 「**歯科医師**」とは、日本国外においては、被保険者が診療または診断を受けた地および時における歯科医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。
- 「**時価額**」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額<sup>(\*)</sup>から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。  
(\*) 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
- 「**自動車等**」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「**酒気帯び運転**」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等<sup>(\*)</sup>を運転することをいいます。
- 「**宿泊施設**」とは、ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- 「**乗車券等**」とは、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。
- 「**乗用具**」とは、自動車等<sup>(\*)</sup>、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
- 「**所定の感染症**」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(平成26年7月現在)
- 「**親族**」とは、6親等内の血族、配偶者<sup>(\*)</sup>および3親等内の姻族をいいます。
- 「**責任期間**」とは、保険期間中でかつ旅行行程<sup>(\*)</sup>中をいいます。
- 「**その他の変乱**」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「**損害賠償請求費用**」とは、弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいいます。
- 「**治療**」とは、医師<sup>(\*)</sup>が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
- 「**入院**」とは、自宅等での治療<sup>(\*)</sup>が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「**配偶者**」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「**賠償義務者**」とは、被保険者が被る被害にかかわる損害賠償請求を受ける方をいいます。
- 「**発病**」とは、医師<sup>(\*)</sup>の診断<sup>(\*)</sup>による発病をいいます。  
(\*) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「**病気**」とは、ケガ<sup>(\*)</sup>以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
- 「**部屋**」とは、部屋内の動産を含みます。
- 「**未婚**」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「**免責金額**」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「**旅行行程**」とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

# Ⅲ. 海外旅行保険Q&A ～ご質問にお答えします！～

## ご契約にあたって

### Q1 年齢によって加入できないことはありますか？

ご契約に際し、年齢制限はございません。  
ただし、次の方々を病気を補償する特約（疾病治療費用、治療・救  
援費用、疾病死亡）をセットしてご契約いただく場合は、お引受で  
きません。あらかじめご了承ください。  
詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。  
●70才以上で、保険期間が3か月以上の方 など

### Q2 保険期間は、 どのように設定すればよいですか？

保険期間は、住居を出発してから住居に到着するまでの「旅行期間」  
に合わせて設定いただけます。  
以下のような保険期間の設定はできませんので、ご注意ください。  
●保険期間が、「旅行期間」と異なる場合  
●保険期間延長時の保険期間終了日が「帰国予定日」と異なる場合  
●帰国予定がない、または明確でない場合 など

## 補償内容について

### Q3 このような場合、海外旅行保険で補償されますか？

#### ■その1（細菌性食中毒）■

東南アジアで生魚を食べたら、サルモネラ菌による食中毒で入  
院することになってしまいました。  
それらの治療費用は、支払われますか？

**A** 「治療・救援費用」または「傷害治療費用」で補償することができ  
ます。（細菌性食中毒や有毒ガスの一時的な吸引による事故は、  
おケガとして扱います。）

#### ■その2（疾病に関する応急治療）■

旅行先で、持病の心臓病が急激に悪化し、現地の病院で応急治  
療を受けました。それらの治療費用は支払われますか？

**A** 「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約<sup>\*</sup>」で補償するこ  
とができます。  
※ただし本特約はあらかじめ補償内容が定められている「契約  
タイプ」でご契約いただく場合に限り、セットすることができ  
ます。  
なお、ここでいう「急激な悪化」とは、海外旅行中に生じるこ  
とについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上  
払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

#### ■その3（携行品）■

旅行中、パスポートを盗難されてしまいました。  
現地の大使館で再度発給してもらいましたが、手数料等諸々の  
費用がかかりました。保険で支払われますか？

**A** お支払い対象となります。  
パスポート（旅券）の場合は、領事官に納付した発給手数料およ  
び電信料のほか、最寄の大使館までの交通費、宿泊費も対象と  
なります。



## 旅行先で、滞在期間が延びてしまった場合

### Q4 海外旅行保険を延長することはできますか？

ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間（ご契約期間）の延長をご希望される場合は、ご家族など日本にいらっしゃる代理の方に、ご契約された代理店または当社にて保険期間の延長手続きを保険期間終了日までに行うよう、Faxなどの書面にて依頼をしてください。延長のお手続は、海外ではできませんのでご注意ください。

#### 〈期間延長時にご注意いただきたいこと〉

●「延長後の保険期間」が「当初の保険期間」の2倍以上となるような期間延長等は、お引受できない場合があります。

当初の保険期間	：当初の始期日から当初の満期日まで
延長後の保険期間	：当初の始期日から延長後の満期日まで

●保険金請求状況などによっては、保険期間を延長できないことや延長後の補償内容を変更させていただく場合があります。  
詳しくは取扱代理店または当社までご連絡ください。

# IV. 保険料のご案内

## ⚠️ ご契約にあたってのご注意

1. 保険期間（保険のご契約期間）は旅行期間にあわせて設定してください。
2. 保険期間は旅行開始日から数えます（初日算入）。例えば、2月1日から2月8日までの旅行の場合、保険期間は「8日間」になります。
3. 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「同種の危険を補償する他の保険契約等」※と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。「同種の危険を補償する他の保険契約等」※がある場合は、保険申込書の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。
  - ① 始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合
  - ② 保険契約者と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が当社所定の書面にないとき

※「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、海外旅行保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

## ⚠️ 「契約タイプ」ご契約にあたってのご注意

1. 「契約タイプ」にオプションで旅行変更費用補償特約、自動車運転者損害賠償責任危険補償特約、ペット預入延長費用補償特約、緊急一時帰国費用補償特約をお選びいただけます。詳細はP.22「オプションプラン」をご覧ください。
2. 保険期間が5か月を超える場合には、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## ⚠️ 「契約タイプ」でご契約いただけない場合

保険期間開始時に満70才以上の方が、3か月以上の保険期間でのご契約をされる場合は、契約タイプ以外でご契約ください。この場合、疾病死亡保険金支払特約、治療・救済費用補償特約および疾病治療費用補償特約のお引受けはできません。あらかじめご了承ください。

## 契約タイプ

※ご年齢は始期日時時点の年齢となります。

おすすめタイプ		Y41	Y31	Y21	Y11
保 険 金 額	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救済費用	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	緊急歯科治療費用	補償	補償	補償	補償
	応急治療・救済費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	テロ等対応費用	10万円	10万円	10万円	10万円
	旅行中事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円
	賠償責任（自己負担額なし）	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害（自己負担額なし）	100万円	70万円	50万円	30万円
	弁護士費用等	100万円	100万円	100万円	100万円
	保 険 料 （単位：円） （保険のご契約期間）	1日まで	7,170	5,070	4,120
2日まで		8,500	6,100	4,970	3,130
3日まで		9,610	7,020	5,760	3,780
4日まで		10,690	7,880	6,480	4,370
5日まで		12,130	9,050	7,480	5,110
6日まで		13,670	10,210	8,410	5,810
7日まで		14,860	11,110	9,160	6,390
8日まで		17,030	13,090	10,990	7,900
9日まで		18,040	13,890	11,670	8,430
10日まで		19,000	14,650	12,310	8,950
11日まで		20,090	15,490	12,990	9,480
12日まで		21,030	16,230	13,620	9,970
13日まで		22,130	17,070	14,320	10,530
14日まで		23,070	17,830	14,940	11,030
15日まで		23,960	18,520	15,530	11,510
17日まで		25,210	19,540	16,400	12,210
19日まで		27,250	21,090	17,670	13,220
21日まで		29,030	22,480	18,830	14,140
23日まで	31,030	23,990	20,060	15,050	
25日まで	33,120	25,550	21,320	15,980	
27日まで	35,040	27,020	22,510	16,870	
29日まで	37,270	28,740	23,940	18,010	
31日まで	39,210	30,270	25,240	19,040	

おすすめタイプ		Y42	Y32	Y22	Y12	
保険金額	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	治療・救援費用	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
	緊急歯科治療費用	補償	補償	補償	補償	
	テロ等対応費用	10万円	10万円	10万円	10万円	
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	
	賠償責任(自己負担額なし)	1億円	1億円	1億円	1億円	
	携行品損害(自己負担額なし)	100万円	70万円	50万円	30万円	
	弁護士費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	
	航空機寄託手荷物遅延等費用	10万円	10万円	10万円	10万円	
	保険料(単位:円)	保険期間	34日まで	39,130	30,010	24,880
39日まで			42,530	32,950	27,590	20,570
46日まで			48,070	37,710	31,960	24,050
53日まで			54,360	43,000	36,780	27,850
2か月まで			62,420	49,820	42,940	32,680
3か月まで			82,970	66,960	58,290	44,680

おすすめタイプ		Y43	Y33	Y23	Y13	
保険金額	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	治療・救援費用	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
	テロ等対応費用	10万円	10万円	10万円	10万円	
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	
	賠償責任(自己負担額なし)	1億円	1億円	1億円	1億円	
	携行品損害(自己負担額なし)	100万円	70万円	50万円	30万円	
	弁護士費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	
	航空機寄託手荷物遅延等費用	10万円	10万円	10万円	10万円	
	保険料(単位:円)	保険期間	4か月まで	114,120	92,810	81,370
5か月まで			145,740	119,200	105,010	80,960

<契約タイプ以外でのご契約をご希望の場合または保険期間が5か月超のご契約をご希望の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。>

# オプションプラン

## ⚠️「オプションプラン」ご契約にあたってのご注意

1. オプションプランへのご加入をご希望の方は、保険申込書の該当欄に「保険金額・支払限度額」「保険料」をご記入ください。（ご出発当日に旅行変更費用をご契約の場合は、保険申込書の「特約・割増引」の「その他コード」欄に「2F」を記入してください。）
2. 下記に記載のない保険金額をご希望の場合または保険期間が5か月を超える場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
3. 緊急一時帰国費用補償特約は、業務、研究または留学を目的とした3か月以上のご旅行をされる方で、かつ、ご旅行中の滞在先が特定できる方に限り、ご契約いただけます。保険期間3か月でのご契約をご希望の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

		保 険 期 間 (保険のご契約期間)															
		保 険 料 (単位:円)															
補償項目	保険金額	1日 まで	2日 まで	3日 まで	4日 まで	5日 まで	6日 まで	7日 まで	8日 まで	9日 まで	10日 まで	11日 まで	12日 まで	13日 まで	14日 まで	15日 まで	17日 まで
旅行変更費用 (出国中止費用 対象外特約をセッ トしない場合)*	30万円	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	940	940	940	940
	60万円	1,850	1,850	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,870	1,870	1,870	1,870	1,870	1,870	1,880
旅行変更費用 (出国中止費用 対象外特約をセッ トした場合)*	30万円	130	150	160	160	200	230	260	280	310	340	360	390	410	430	450	470
	60万円	270	300	310	320	400	470	510	570	620	670	730	780	830	870	900	940
自動車運転者損害 賠償責任	対人 1億円 対物 500万円	2,310	2,310	2,880	2,880	4,030	5,190	5,760	5,760	6,330	6,330	6,910	6,910	7,490	7,490	7,490	8,070
ペット預入 延長費用	5,000円	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	7,000円	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	20	20	20	20	20	20
	10,000円	10	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	30	30	30

		保 険 期 間 (保険のご契約期間)															
		保 険 料 (単位:円)															
補償項目	保険金額	19日 まで	21日 まで	23日 まで	25日 まで	27日 まで	29日 まで	31日 まで	34日 まで	39日 まで	46日 まで	53日 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	
旅行変更費用 (出国中止費用 対象外特約をセッ トしない場合)*	30万円	940	940	970	1,010	1,050	1,100	1,150	1,180	1,270	1,370	1,470	1,610	2,050	—	—	
	60万円	1,880	1,880	1,950	2,020	2,110	2,200	2,300	2,350	2,540	2,740	2,940	3,220	4,110	—	—	
旅行変更費用 (出国中止費用 対象外特約をセッ トした場合)*	30万円	510	560	600	640	680	730	780	830	940	1,060	1,160	1,310	1,770	—	—	
	60万円	1,030	1,120	1,200	1,280	1,370	1,460	1,570	1,660	1,890	2,110	2,330	2,620	3,530	—	—	
自動車運転者損害 賠償責任	対人 1億円 対物 500万円	8,640	9,210	9,790	9,790	10,950	11,520	11,520	12,090	13,250	14,400	15,550	16,710	20,730	25,350	29,370	
ペット預入 延長費用	5,000円	10	20	20	20	20	20	20	20	20	30	30	30	40	60	70	
	7,000円	20	20	20	20	20	30	30	30	30	40	40	50	60	80	90	
	10,000円	30	30	30	30	40	40	40	40	50	50	60	70	90	110	140	
緊急一時帰国費用 ※保険契約者が 法人以外の場合	40万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,240	6,070	
	70万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,170	10,620	
	100万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,090	15,180	
緊急一時帰国費用 ※保険契約者が 法人の場合	40万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,490	4,050	
	70万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,110	7,080	
	100万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,730	10,120	

(\*) ご出発当日に旅行変更費用をご契約の場合は、出国中止費用対象外特約をセットしたプランのみご契約いただけます。

# V. 特にご注意いただきたいこと

## 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

### (1) クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 「通信販売特約」に基づき申し込まれたご契約

### (2) お申し出いただける期間

ご契約のお申込日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。  
(注)既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

### (3) お申出の方法

上記期限内(8日以内の消印有効)に当社(お客さまデスク クーリングオフ係)あてに必ず郵送にて行ってください。  
(注)取扱代理店・仲立人ではクーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

### (4) クーリングオフの場合の保険料の返還

クーリングオフの場合には、既に払込みいただいた保険料はお返しいたします。また、当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、前記(2)のとおり、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

#### 〈ハガキの記載内容〉

##### 表面 [宛先]



東京都千代田区神田駿河台  
3-11-1 三井住友海上  
駿河台新館

三井住友海上火災保険株式会社  
お客さまデスク  
クーリングオフ 係

##### 裏面 [記載事項]

- ①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
- ②保険契約者住所
- ③保険契約者署名
- ④電話番号
- ⑤契約申込日
- ⑥申し込まれた保険の種類
- ⑦証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号
- ⑧取扱代理店名・仲立人名

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1) 契約締結時における注意事項(告知義務-保険申込書の記入上の注意事項)

特にご注意ください

保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

#### ①被保険者の「職業・職務」

#### ②他の保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報

(\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、海外旅行保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

#### ③旅行行程(旅行先)

家族総合賠償責任危険補償特約または生活用動産損害補償特約をセットしている契約に限り、

#### ④国名

条件付戦争危険補償特約(A)、条件付戦争危険補償特約(B)をセットしている契約に限り、

### (2) 契約締結後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご契約後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### ①旅行先で従事する職業・職務を変更した場合

#### ②旅行先で新たに職業に就いた場合

#### ③旅行先で従事する職業・職務をやめた場合

#### ④旅行行程(旅行先)が変更となった場合

家族総合賠償責任危険補償特約または生活用動産損害補償特約をセットしている契約に限り、

#### ⑤旅行の経路(国名)が変更となった場合

条件付戦争危険補償特約(A)、条件付戦争危険補償特約(B)をセットしている契約に限り、

また、①または②のいずれかにおいて、下記の〈ご契約の引受範囲外〉に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、当社からご契約を解除します。

#### 〈ご契約の引受範囲〉

下記以外の職業・職務

#### 〈ご契約の引受範囲外〉

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書等の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、海外旅行保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。

また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

・被保険者が以下の項目に該当する場合には、保険申込書の旅行内容欄にその内容を必ずご記入ください。

- ①旅行中に、ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等の危険な運動をされる場合
- ②現在、病気にかかっている場合

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・傷害死亡保険金、疾病死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。 また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご契約後、保険契約者の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■旅行日程が変更(延長)となる場合で保険期間の延長をご希望のときには、ご家族など日本にいらっしゃる代理の方に、ご契約された取扱代理店または当社にて延長のお手続を行うように依頼してください。延長のお手続は海外ではできません。なお、「延長後の保険期間」が「当初の保険期間」の2倍以上となる延長等はできない場合があります。

当初の保険期間	: 当初の始期日から当初の満期日まで
延長後の保険期間	: 当初の始期日から延長後の満期日まで

また、保険金請求状況などによっては、保険期間を延長できないことや延長後の補償内容を変更させていただく場合があります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約<sup>(\*)</sup>を解約しなければなりません。

- ①この保険契約<sup>(\*)</sup>の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
  - ・当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約<sup>(\*)</sup>の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約<sup>(\*)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(\*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

## 3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません(セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます)。保険料は、ご契約と同時に払込みください。保険期間が始まった後であっても、払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

## 4. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ご契約と同時に払い込みください。

## 6. 失効について

ご契約後に被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。この場合においては、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ・解約返れい金を返還させていただく場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## 8. 最低保険料について

- このご契約の最低保険料は1,000円となります。
- 保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合は、払込みいただいた保険料が1,000円未満となるような返還はいたしません。
- ただし、旅行変更費用補償特約をセットした契約（出国中止費用対象外特約をセットした契約を除きます。）またはクルーズ旅行取消費用補償特約をセットした契約の旅行行程開始前の解約の場合は、それぞれの特約部分にかかる保険料以外の保険料を全額返還します。

## 9. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## 10. ご契約時にご注意いただきたいこと

### (1) 保険料領収証の発行

保険料を払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

### (2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

### (3) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

### (4) ご契約条件について

被保険者のご年令等によりセットできない特約がありますのであらかじめご了承ください。

### (5) 補償の重複

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
海外旅行保険 賠償責任危険補償特約	他の海外旅行保険 賠償責任危険補償特約

### (6) 契約内容登録制度について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

#### ○契約内容登録制度のあらまし

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金およびこれらの保険金と同様の内容を有する保険金をお支払いする保険契約をお引受した場合、損害保険会社からの連絡により、一般社団法人 日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。損害保険会社は、この後、その保険契約について保険金額の増額等の契約内容変更手続が行われた場合または同じ被保険者について新たな保険契約を締結した場合もしくはその死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等の請求があった場合、登録内容を契約の存続またはこれらの保険金のお支払いの参考とさせていただきます。損害保険会社は本制度により知り得た内容を保険契約の存続およびこれらの保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、一般社団法人 日本損害保険協会および損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません（ただし、犯罪捜査等にあたる公的機関からの要請を受けた場合のその公的機関への開示を除きます。）。登録内容については当社または一般社団法人 日本損害保険協会に照会することができます。なお、照会できる方は、保険契約者または被保険者に限るとともに、照会できる内容はそのご本人に関する情報のみとなります。

## 11. ご契約後にご注意いただきたいこと

### (1) 保険証券の保管・確認

お届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

### (2) その他の注意事項

- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- 当社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 12. 保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

### (1) 保険金をお支払いする場合に該当したときの当社へのご連絡等

保険金をお支払いする場合に該当したときは、三井住友海上ライン、取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、事故が起こった日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に当社が求める書類をご提出いただきます。

■高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>等（以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者<sup>(\*)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」

(\*) 法律上の配偶者に限ります。

■当社は、保険金請求に必要な書類<sup>(\*)1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(\*)2)</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(\*)3)</sup>

(\*)1) 保険金請求に必要な書類は、「海外旅行保険サービスガイド」の「保険金のご請求に必要な書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(\*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(\*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

■「海外旅行保険サービスガイド」をご活用ください。

「海外旅行保険サービスガイド」には、保険金のご請求手続や当社の海外旅行保険に関するサービス等を掲載しております。

## 13. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

用語のご説明		用語	
用語	説明	用語	説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	通知義務	保険契約の締結後に、当社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。	告知義務	保険契約の締結に際し、当社が重要な事項として質問した事項にご回答いただく義務をいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。	危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。	生計を共にする	主に、被保険者の収入により生活を維持している状態を指します。
満期日	保険期間の末日をいいます。	旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。		
被保険者	補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。		
解約返れい金・失効返れい金	ご契約の解約・失効時に、保険会社から保険契約者にお返しする返還保険料をいいます。		
無効	保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。		

# VI. 保険商品の内容をご理解いただくための事項

契約概要

- この書面では、海外旅行保険に関する重要事項（「契約概要」）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「海外旅行保険サービスガイド（約款）」等でご確認ください。「海外旅行保険サービスガイド（約款）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は取扱代理店または当社にご請求ください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 1. 契約締結前におけるご確認事項

### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が海外旅行中に事故によりケガをされた場合や病気になられた場合に保険金をお支払いします。詳しくは本パンフレットP.3をご覧ください。

(注) 海外に永住される方や帰国予定のない方のお引受はできませんのでご注意ください。

### (2) 基本となる補償等

#### ①基本となる補償

基本となる補償は本パンフレットP.3のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせることが可能です。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は本パンフレットP.5～18をご覧ください。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

#### ②主な特約の概要

本パンフレットP.5～18をご覧ください。

#### ③保険金額の設定

●保険金額の設定にあたっては、次のa.b.にご確認ください。

a. お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

b. 保険金額は引受の限度額があります。保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、次のいずれかに該当する場合、それぞれ同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>と合計して、被保険者1名につき1,000万円<sup>(\*\*)</sup>が上限となります。

- ・被保険者が保険期間開始時点で満15才未満の場合
- ・保険契約者と被保険者（15才以上）が異なる契約において、被保険者の同意がない場合

(\*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、海外旅行保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(\*\*) 当社所定の要件を満たす場合は、3,000万円が上限となる場合があります。

#### ④保険期間および補償の開始・終了時期

●保険期間: 2年以内で旅行期間に合わせて設定してください。お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

●補償の開始: 保険期間の初日(始期日)の午前0時。ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません(セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます。)

●補償の終了: 保険期間の末日(満期日)の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

### (3) 保険料の決定の仕組みと払込方法

#### ①保険料決定の仕組み

保険料は保険金額・保険期間・年齢等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

#### ②保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金によりご契約と同時に全額を払い込むことも可能です)。

ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○: 選択できます。×: 選択できません。

主な払込方法	月払	一時払
クレジットカード払(売上票方式)	×	○

#### 【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。

### (4) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2. 契約締結後におけるご注意事項

### 解約と解約返れい金

本パンフレットP.24「7.解約と解約返れい金」をご覧ください。

### 保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

**0120-632-277** (無料)

#### 【受付時間】

平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

### 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または三井住友海上ラインまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上ライン」

**0120-365-240** (無料・日本語受付)

海外からは81-3-3497-0915へ  
コレクトコールでおかけください。

### 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808** (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●このパンフレットは、「海外旅行保険」の概要をご説明したものです。補償内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

●ご契約にあたっては、保険申込書の「重要事項のご説明」をご確認ください。

## 三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)  
http://www.ms-ins.com